大阪府公共交通機関等と連携した受入環境整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、鉄道乗継駅における乗継利便性の向上を図るため、第2条の者が実施する鉄道乗継駅における案内モニターの設置や床面における経路表示等、旅行者の利便性向上に向けた環境整備に要する経費の一部について、「大阪府公共交通機関等と連携した受入環境整備事業費補助金」(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

- 第2条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 鉄道事業法(昭和61年12月4日法律第92号)第3条の規定に基づき、国土交通大臣 の許可を受けて鉄道事業を経営する者
 - (2) 軌道法 (大正10年4月14日法律第76号) 第3条の規定に基づき、国土交通大臣の特 許を受けて運輸事業を経営する者

(補助対象事業)

第3条 大阪府域内の鉄道乗継駅における、案内モニター、案内標識、経路床面表示、音声 案内による乗継案内等の旅行者の利便性向上に向けた環境整備に関する事業であって、多 言語化による案内を原則とする。ただし、同一事業者内のみの案内は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業に必要な設計・整備費等の経費(以下、「補助対象経費」という。)に1/2を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

- 第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による「補助 金交付申請書」に第2号様式による「補助事業実施計画書」を添付して、知事に提出する ものとする。
- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定の通知等)

- 第6条 知事は、規則第5条に規定する補助金の交付を決定したときは、第3号様式による「交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を附することができる。

(経費配分の軽微な変更等)

- 第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20% (20%に相当する額が1千万円を超える場合は1千万円)を超えない額の経費配分の変更 をいう。
- 2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の20%(20%に相当する額が1千万円を超える場合は1千万円)を超えない増額の変更をいう。
- 3 補助対象事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、第4号様式による「補助事業経費配分(内容)変更承認申請書」に第2号様式による「補助事業実施計画変更書」を添付して知事に提出しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、第1項又は第2項に定める軽微な変更を行ったときは、第5号様式 よる「補助事業実施計画変更届」に第2号様式による「補助事業実施計画変更書」を添付 して知事に届け出なければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日 以内にその理由を記載した書面を知事に提出することにより、補助金交付申請を取り下げ ることができる。

(状況報告)

- 第9条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について毎四半期終了後10日以内、又は知事の請求があったときは速やかに、第6号様式による「補助事業実施状況報告書」に第6-2号様式による「補助事業実施状況表」を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂 行が困難となったときは、第6号様式による「補助事業実施状況報告書」に第6-3号様 式又は第6-4号様式による「補助事業実施状況表」を添付して知事に提出し、その指示 を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月末のいずれか早い日までに、第7号様式による「補助事業完了実績報告書」を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日まで

に第8号様式による「補助事業年度終了実績報告書」を知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項但し書きにより、補助金交付申請時に消費税等仕入控除税額を含めて補助 対象経費とした場合は、第7号様式に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等 を添付して提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 知事は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、規則第13条の規定による 補助金の額を確定し、第9号様式による「補助金確定通知書」を補助対象事業者に送付す る。
- 2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第10号様式による「補助金 完了払請求書」を知事に提出するものとする。ただし、知事は、事業の円滑な実施を図る ため必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全 部又は一部を概算払いにより交付することができる。
- 3 補助対象事業者は、前項但し書の規定による補助金の交付を受けようとするときは、第 10-2号様式による「補助金概算払請求書」を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

- 第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の 日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第14条 補助対象事業者は、補助事業によって取得した財産(以下「取得財産」という。)に 関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助 金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(取得財産の管理等)

第15条 補助対象事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第16条 規則第19条但し書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(昭和40年大蔵省令第15号) に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(監督)

第17条 知事は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附則

1 この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附則

1 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。